改正後	改正前
146　削除	146　(1)　宮城県栗原市築館源光15―78―9　(76.40) (2)　宮城県栗原市金成末野新田沢33―6　(147.60)	北緯38度44分17秒東経141度02分05秒の地点と北緯38度50分25秒東経141度05分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［147～181　略］	［147～181　同左］

［2・3　略］

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

改正後	改正前
［1～34　略］	［1～34　同左］
35　(1)　愛知県豊田市田籾町石場559―1　(167.10) (2)　愛知県豊田市坂上町大ヶ平1―1　(661.00)	北緯35度08分35秒東経137度07分03秒の地点と北緯35度05分59秒東経137度12分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	35　(1)　愛知県豊田市籾町石場559―1　(167.10) (2)　愛知県豊田市坂上町大ヶ平1―1　(661.00)	［同左］
［36～42　略］	［36～42　同左］

［2・3　同左］

4　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十八　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

改正後		改正前		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～15　略］			［1～15　同左］		
16	削除		16	(1)　福島県会津若松市栄町2―4　(285.20) (2)　福島県大沼郡会津美里町永井野字永井野388　(283.30)	北緯37度29分47秒東経139度55分47秒の地点と北緯37度27分19秒東経139度49分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	削除		17	(1)　福島県会津若松市栄町2―4　(278.50) (2)　福島県会津若松市北会津町中荒井字山道6　(245.10)	北緯37度29分47秒東経139度55分47秒の地点と北緯37度29分53秒東経139度52分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域